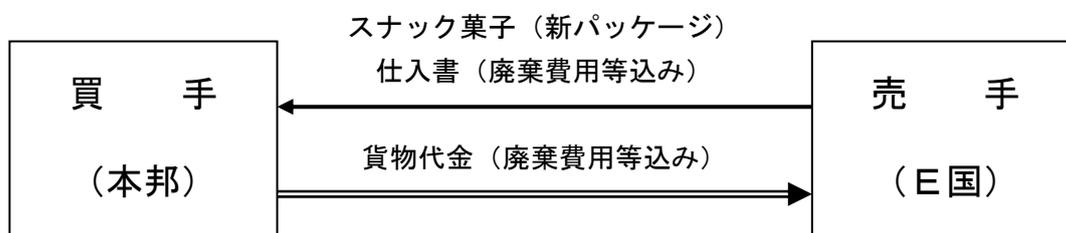


6. 輸入貨物用として生産されたが輸入貨物に使用されることなく 廃棄されたパッケージの生産及び廃棄に要した費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からスナック菓子を購入（輸入）します。

当社は、輸入後この貨物を国内販売先へ販売しますが、来月から国内販売先の社名が変更されることに伴い、輸入貨物のパッケージのデザインを変更することになりました。

当社は、輸入貨物のパッケージを変更することを売手に連絡しましたが、売手はすでに旧デザインにより輸入貨物のパッケージを製造していました。

そのため、売手との交渉により、売手は、既に生産した旧デザインのパッケージを廃棄し、新たなデザインのパッケージを使用して輸入貨物を生産することとし、旧パッケージの生産及び廃棄費用を当社が負担することに合意しました。

今般、新パッケージを使用して生産された貨物を輸入しますが、仕入書には貨物代金と旧パッケージの廃棄費用等が記載され、当社は仕入書の総額を売手に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う旧パッケージの廃棄費用等の額は、輸入貨物の現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う輸出国（E国）において廃棄された旧パッケージの廃棄費用等の額は、輸入貨物とは関係のない支払であると認められますので、現実支払価格には含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の条件その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、買手による売手への支払であっても輸入貨物と関係のないものは、輸入貨物の課税価格に算入しないこととされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う旧パッケージの廃棄費用等は、輸入貨物に使用されていない旧パッケージに係る費用であり、輸入貨物とは関係のない支払であると認められます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)